

お知らせします。 2つの給付金。



臨時福祉給付金

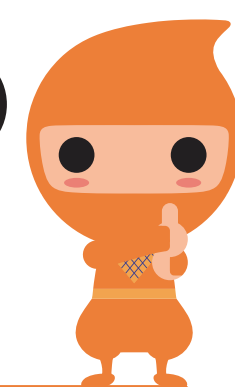
対象者

住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき1万円

年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円



子育て世帯 臨時特例給付金

対象者

1月分の
児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の方や生活保護受給者等は除く

子ども1人につき1万円

- 消費税率の引上げに際し、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するため、2つの給付金を支給します。
- 給付金の受給には平成26年1月1日時点で住民票がある市町村へ申請する必要があります。
- 具体的な申請方法や申請期間は市町村によって異なりますのでご注意ください。
- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

詳しくは、ホームページ

2つの給付金

検索

で、

確認じゃ！

もしくは、
厚生労働省専用ダイヤル：0570-037-192

お住まいの市町村まで



2つの給付金サイト



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



カクニンジャ



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。